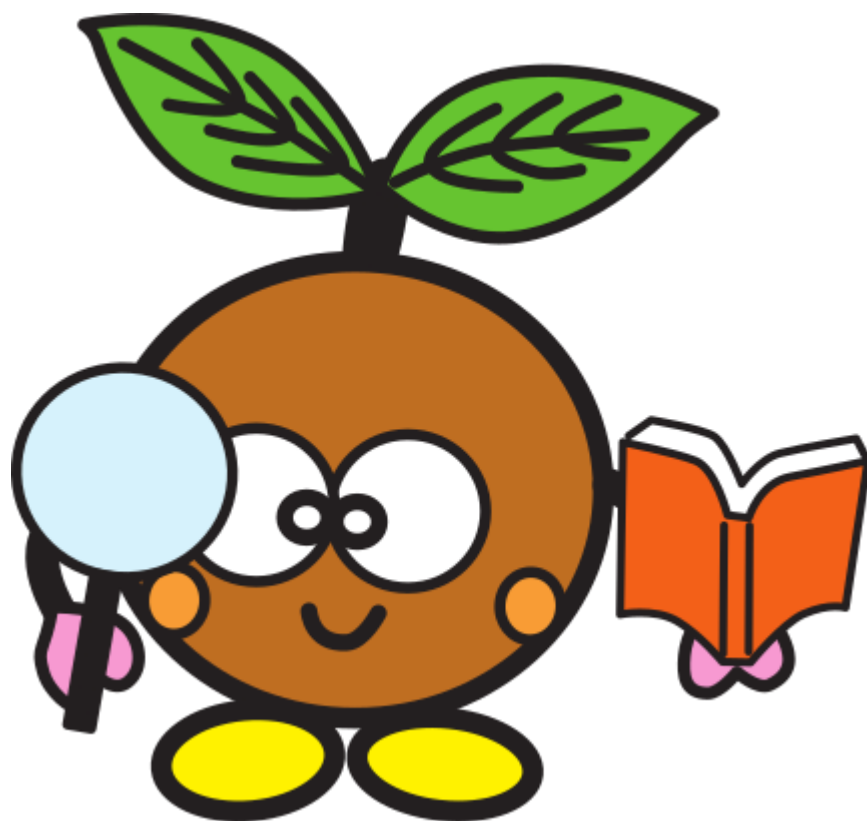


宇治田原町生涯学習推進計画



令和8年5月
宇治田原町

ごあいさつ



宇治田原町では、令和7年3月にまちづくりの基本的な指針となる「第6次宇治田原町まちづくり総合計画」を策定し、「もっと ずっと 宇治田原 ～ やすらぎ つながり にぎわい ハートのまち～」を将来像に決めました。

このたび策定しました「宇治田原町生涯学習推進計画」は、総合計画に掲げる町の将来像を実現するための部門別計画のひとつです。

本町は人口減と高齢化に直面していますが、その中において子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方々が歴史、文化、健康などについて学び、イキイキと充実した人生を送るとともに、ふるさとに愛着を持ち、まちづくりの一翼を担う一員となっていただくことを期待するものです。

結びに計画策定にご協力いただきました宇治田原町生涯学習推進協議会委員をはじめ関係者の皆様方に厚くお礼申し上げます。

令和8年5月

宇治田原町長 勝谷 聡一
(宇治田原町生涯学習推進本部本部長)

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 生涯学習の意義	1
2 計画策定の趣旨	1
3 策定の経緯	1
4 計画の位置づけ	1
5 計画の期間	2
6 計画の進行管理	2
第2章 計画策定の背景	2
1 人口の推移	2
2 情報化社会の進行	3
3 新型コロナウイルス感染症	3
4 SDGs（持続可能な開発目標）	4
5 国及び京都府の動向	4
6 住民等の生涯学習に関する状況	5
第3章 生涯学習推進事業のまとめ	13
第4章 計画の基本理念・基本方針・基本施策	16
1 基本理念	18
2 基本方針、基本目標、基本施策	18
第5章 資料編	23
1 用語解説	23
2 計画の策定過程	25
3 宇治田原町の文化財関連書籍	27

第1章 計画策定の基本的事項

1 生涯学習の意義

「教育基本法（平成18年法律第120号）」では、生涯学習の理念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。（第3条）」としています。

「人生100年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉えるウェルビーイング※1を目指すためには、生涯学習の重要性は一層高まっています。

一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進める必要があります（「文部科学白書2024」より）。

2 計画策定の趣旨

本町では、令和4（2022）年度に「宇治田原町生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、人生100年時代を見据え、これまでの取り組みを振り返るとともに、複雑・多様化する社会情勢を踏まえ、より効果的な生涯学習を推進するための指針としました。推進計画の計画期間が令和7（2025）年度で満了するため、同年度に策定された「第6次まちづくり総合計画（以下「総合計画」という。）」の内容を踏まえ、計画を改定するものです。

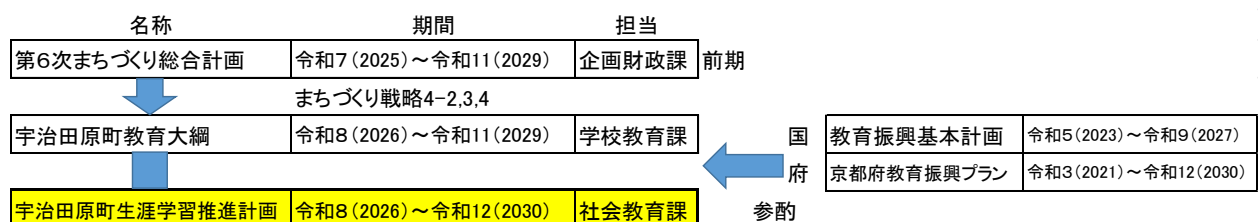
3 策定の経緯

令和6（2024）年度の生涯学習事業の成果について、役場庁内各課に照会し、「生涯学習事業のまとめ」を作成しました。また、住民の生涯学習の実態を把握するため、「ことぶき大学」等の受講者や住民を対象に生涯学習に関するアンケート調査を行いました。同調査はアンケート用紙による回答の他、京都府電子申請システムを利用した回答も可能としました。

これらのデータをもとに作成した次期計画の素案を生涯学習推進本部推進委員会（以下「推進本部」という。）で協議、生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）で協議を行いました。そして作成した計画案についてパブリックコメント※2を実施し、計画を策定しました。

4 計画の位置づけ

推進計画は、総合計画の部門別計画として、「第4章 ハートのまちづくり」中の4-2～4-4の内容を具体化するものです。その内容は「教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）」や「第2期京都府教育振興プラン（令和3（2021）年度～同12（2030）年度）」の内容を参酌※3し、「宇治田原町教育大綱（令和8（2026）年度～同11（2029）年度）」との整合性を図っています。



5 計画の期間

前推進計画の計画期間は、令和4（2022）年度から同7（2025）年度の4年間としていましたが、改定推進計画については、計画期間を5年間（令和8（2026）年度～同12（2030）年度）とします。第6次総合計画の前期計画が令和7（2025）年度から同11（2029）年度であるため、総合計画が見直された場合は、その内容を反映して改定することができます。

	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030
まちづくり総合計画	第5期				第6期(前期)					(後期)
教育大綱	第1期	第2期			第3期			第4期		
生涯学習推進計画	R4～R7				R8～R12					

6 計画の進行管理

推進計画に掲げる基本目標の実現に向け、庁内各課や関係機関が連携・協力し事業を実施します。

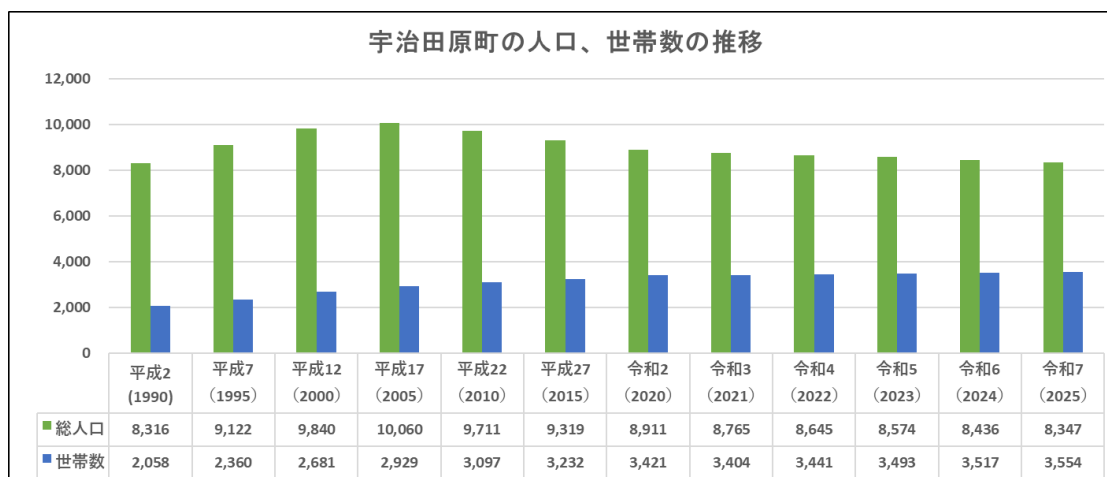
また、その成果や課題等を明らかにするため、講座等参加者にはアンケート調査を実施し、当該年度の事業の終了後は担当課から事業の成果及び課題を取りまとめ、推進本部で共有し、協議会の意見を踏まえながら計画の進行管理を行います。

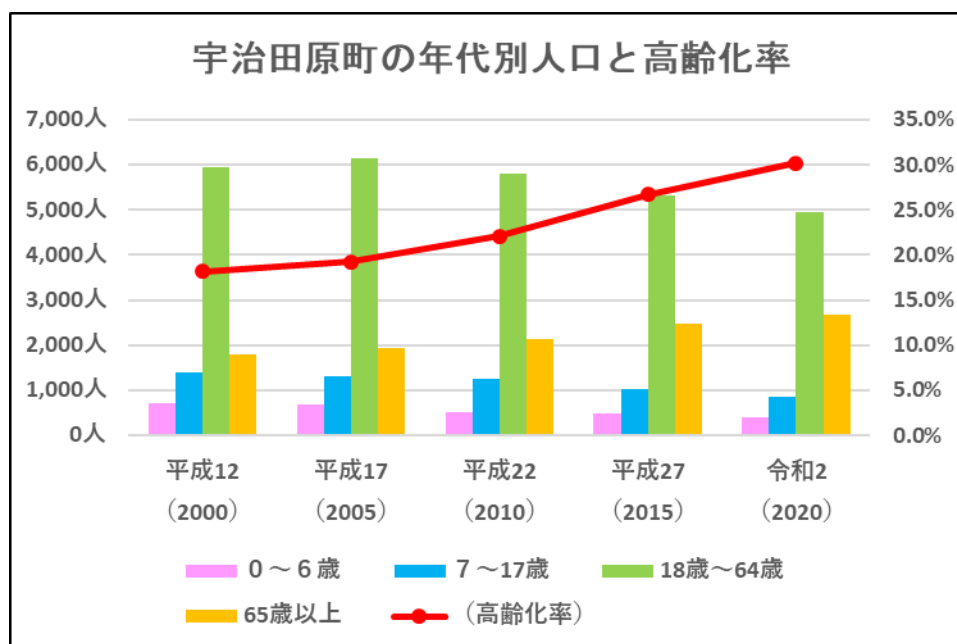
第2章 計画策定の背景

1 人口の推移

本町の人口は住宅地開発により増加しましたが、国勢調査では平成17（2005）年の100,60人をピークに以後は減少し、令和2（2020）年は8,911人と15年間で1,149人減少しました。一方、世帯数は2,929世帯から3,421世帯と492世帯増加し、世帯人数が3.43人から2.6人に減少しています。また、外国人人口は73人から358人と5倍近くに増えています。

最新の令和7（2025）年国勢調査の結果は令和8（2026）年9月に明らかとなる予定ですが、令和2（2020）年以降の住基人口の増減により、令和7（2025）年10月の総人口は8,601人（R2比310人減）、世帯数は3,922世帯（R2比501世帯増）、外国人人口は541人（R2比189人増）になると予想されます。





平成 12 (2000) 年から令和 2 (2020) 年までの人口の推移を生涯学習事業のターゲット別にみると、「0～6歳 (未就学児)」が 725 人 (7.4%) から 400 人 (4.5%) へ、「7歳～17歳 (小学生以上の未成年)」が 1,393 人 (14.2%) から 865 (9.7%) へ、「18歳～64歳 (一般成人)」が 5,935 人 (60.3%) から 4,939 人 (55.6%) へとそれぞれ減少しているのに対し、「65歳以上 (高齢者)」が 1,787 人 (18.2%) から 2,683 人 (30.2%) へと増加し、少子高齢化が進行していることがわかります。国立社会保障・人口問題研究所による予測では、2050 年で総人口が 6,000 人を下回り、20～64 歳と 65 歳以上の人口が逆転、高齢化率は 45%を超えるとされています。

こうした傾向から、町として子育てに対する支援と、「現役を退いた世代」が生きがいを持ってイキイキと暮らせる環境づくりが重要になってきます。

2 情報化社会の進行

スマートフォンの普及により、場所を問わず世界とつながり情報を得られる時代になりました。個人が気軽に情報を発信できるようになったものの、信ぴょう性が低いと思われる情報もあふれているのが現状です。こうしたなか、受け手側はどのように真偽を見極めるのか、また、送り手側はどのように質の高い情報を発信するのかが求められています。

生まれたときから情報端末に触れ、日常的に使いこなす世代が増えている一方、高齢者を中心に慣れていない世代との情報格差 (デジタルデバインド) の解消が課題のひとつとなっており、国でも全国でスマートフォンの基礎から応用まで操作方法を学ぶ講座を実施する取組を進めてきました。

3 新型コロナウイルス感染症

令和元 (2019) 年末から全世界で感染が拡大した新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) による感染症 (COVID-19) により、令和 2 (2020) 年度から同 4 (2022) 年度まで、各種事業や講座等が中止あるいは変更・縮小を余儀なくされましたが、対面での接触が難しい状況で「リモート会議」や「オンライン講座」等、新しいコミュニケーションの文化が形成されました。令和 5 (2023) 年 5 月から感染

症法上の取り扱いが2類から5類に変更されたことで、徐々に以前の状況に戻ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症は消滅したわけではなく、今後も感染予防等、十分な対策を講じる必要があります。

4 SDGs(持続可能な開発目標)

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標で、2030年を達成目標とし、持続可能でよりよい世界を目指します。SDGsはすべての国が取り組むべき目標ですが、各国政府だけでなく、企業や自治体、住民など一人ひとりが行動することを求め、だれ一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

その目標は多岐にわたり、環境、貧困、ジェンダー※4、経済成長、平和、教育などあらゆる分野に及び、行政の業務や企業活動などはそのいずれかに関わりがあります。



5 国及び京都府の動向

教育基本法に基づき国が今後5年間の教育施策全体の方向性や目標、施策を定める第4期の「教育振興基本計画」を令和5(2023)年6月16日に閣議決定しました。同計画は、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとし、5つの基本的な方針と16の目標と基本施策、指標を設定しています。その中で本町の生涯学習事業とかかわりの深いものは、目標8「生涯学び、活躍できる環境整備」、目標9「学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」、目標10「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」となります。なお、地方公共団体が教育振興計画や教育大綱を策定する際には、同計画を参酌することと

なっています。

また、京都府では、国の教育振興基本計画を参酌し、教育基本法で定められる教育振興計画として、「第2期 京都府教育振興プラン」を策定しました。同プランは令和3（2021）年度から同12（2030）年度を計画期間とし、6つの推進方策の中で、「5 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進」、「6 文化振興と文化財の保存・継承・活用」が本町推進計画の内容と関連が深い部分になります。

本町の推進計画は、これらの国及び京都府の計画（プラン）の内容を参酌し、本町まちづくり総合計画を具体化するものとして策定します。

6 住民等の生涯学習に関する状況

推進計画の策定に当たり、生涯学習事業受講者等を中心とした住民等に対し、生涯学習に関するアンケート調査を実施しました。

対象：町内在住・在勤者及び町外の生涯学習事業受講者等

期間：令和7（2025）年7月12日から8月31日まで

方法：アンケート調査用紙への記入または京都府電子申請システムによるオンライン回答

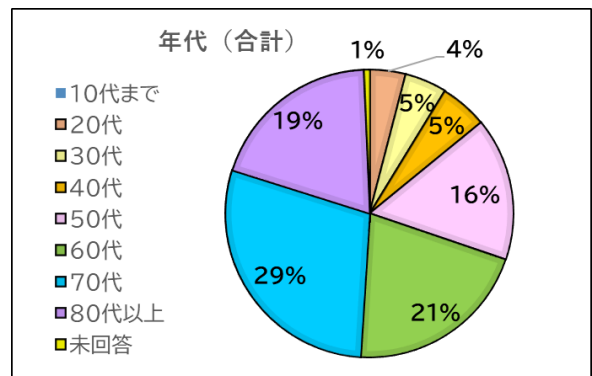
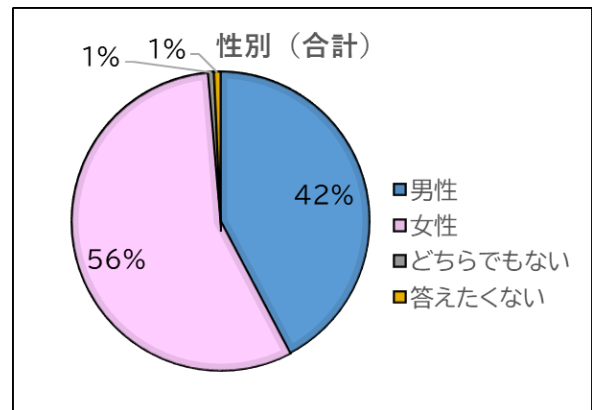
回答：電子申請 67人、用紙記入 82人 計 149人

問1：回答者の性別

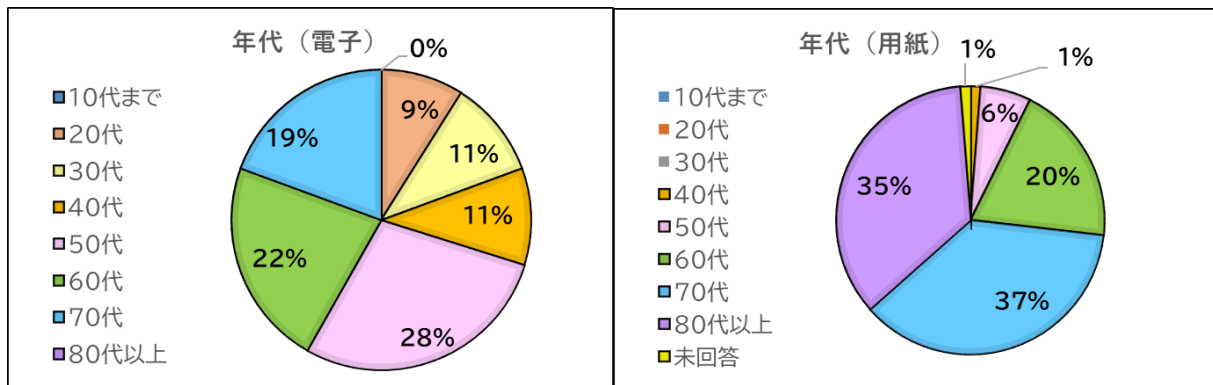
男女の比率はおよそ4：6で女性の方が多くなっており、特に用紙記入で回答している場合の方が女性の割合が高くなっています。

問2：回答者の年代

全体で60代以上が69%を占めるのは用紙の回答者にことぶき大学参加者が多いためと思われます。



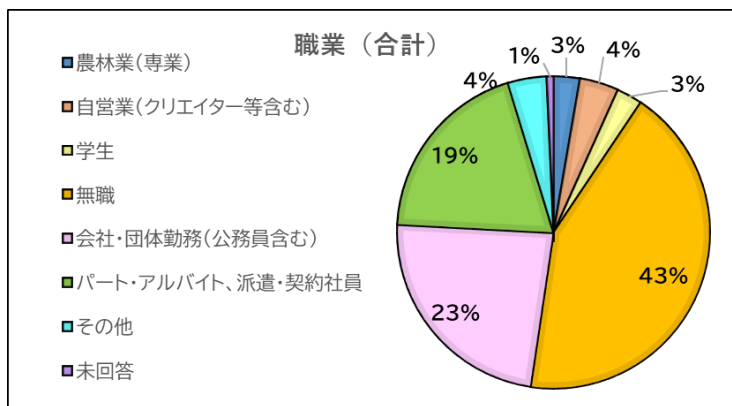
電子申請では20代及び30代が約2割を占め、80代がいません。逆に用紙記入では20～30代がおらず、60代以上で9割を占めます。このように、電子と用紙で年齢層の構成が大きく異なるのは、年代によるデジタル機器との親和性の違いを表すと思われます。



問3：回答者の職業

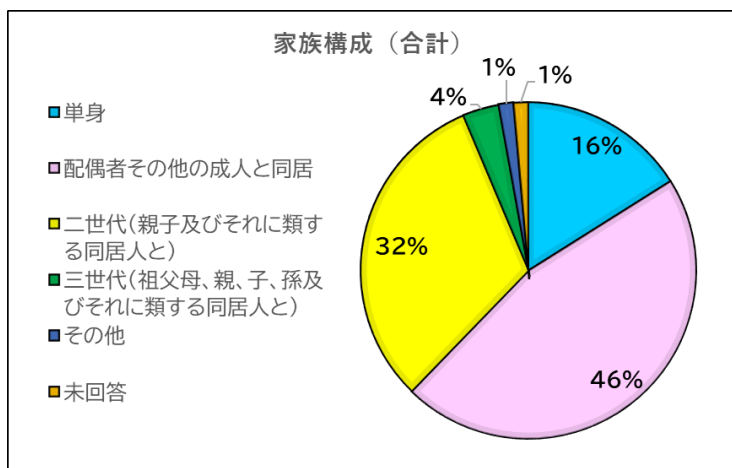
回答者全体で「無職」が約4割以上を占めているのは、回答者に高齢者層が多いためです。

なお、「年金生活」「主婦」という回答は無職に含めています。



問4：回答者の家族構成

家族構成は「配偶者等と同居」が最も多く、次いで二世帯となります。核家族化が進行しているため、高齢者層ほど単身または配偶者等と同居が多く、若年層は子育て世代が多いため、二世帯が多くなります。

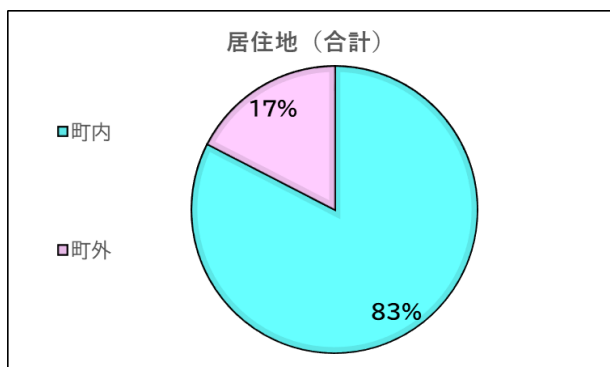


問5：回答者の居住地

8割以上が町内在住者ですが、17%が町外在住者であるのは、町外からも参加可能な講座の受講者などが回答したためです。

問6：回答者のうち町内在住者の居住地区

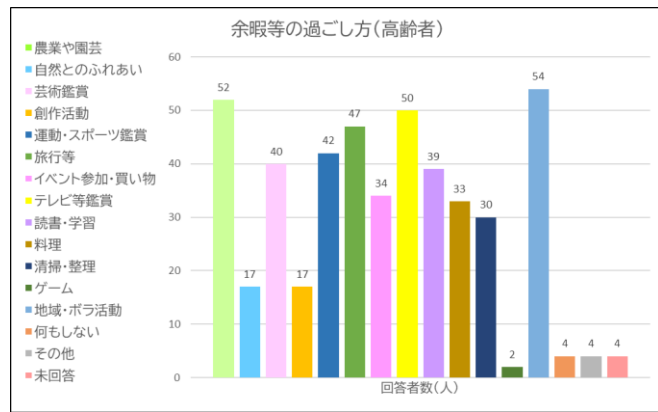
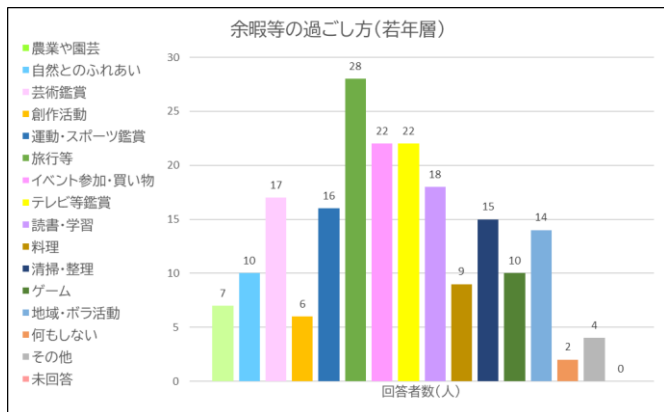
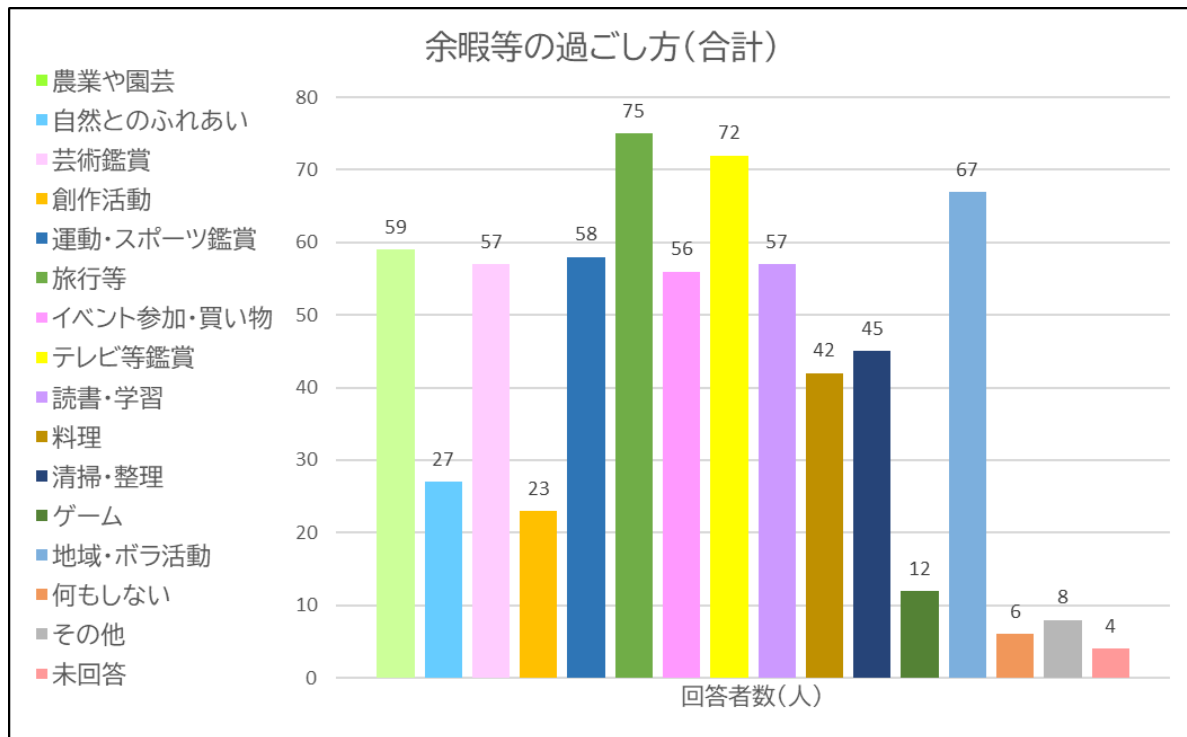
表はアンケート回答者のうち町内居住者の地区別の割合と令和7年8月31日現在の地区別人口の割合です。



	回答者数		地区別人口	
	人数	割合	人数	割合
高尾	1	0.9%	24	0.3%
銘城台	9	7.8%	932	10.8%
郷之口(贄田含む)	12	10.3%	1,296	15.1%
南	23	19.8%	1,489	17.3%
荒木	10	8.6%	579	6.7%
立川	9	7.8%	744	8.6%
岩山	21	18.1%	1,094	12.7%
禪定寺	12	10.3%	378	4.4%
緑苑坂	12	10.3%	1,454	16.9%
湯屋谷	3	2.6%	322	3.7%
奥山田	4	3.5%	299	3.5%
合計	116	100%	8,611	100%

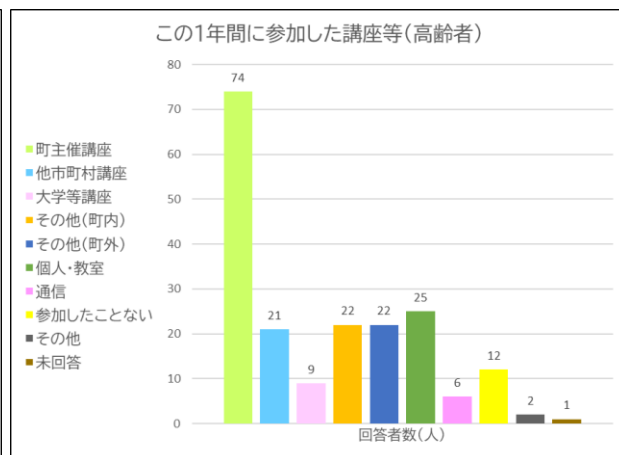
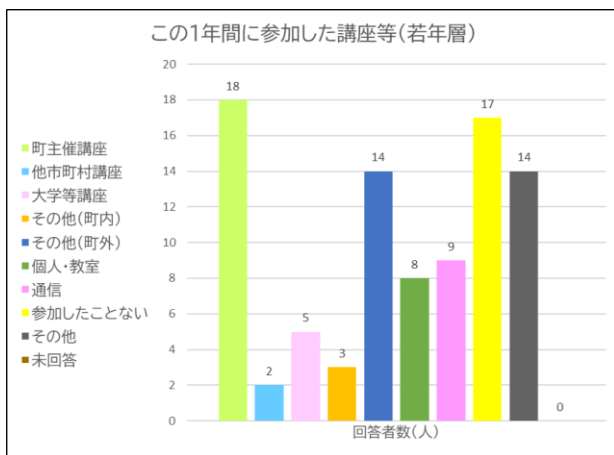
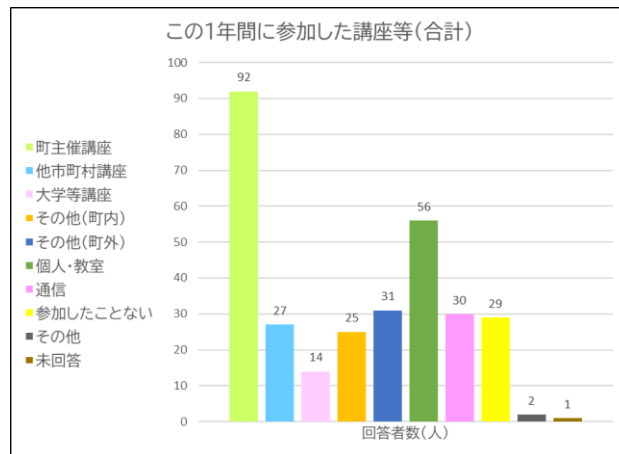
問7：回答者の余暇等の過ごし方（複数選択）

最も多いのは「旅行等」、次いで「テレビ等鑑賞」、「地域・ボランティア活動」となっています。ここで、回答者を50歳台までの「若年層」と、60歳台以上の「高齢者」にわけると、若年層は「旅行等」が最も多く、「イベント参加・買い物」と「テレビ等鑑賞」が続きます。高齢者は「地域・ボランティア活動」が最も多く、「農業や園芸」が続きます。



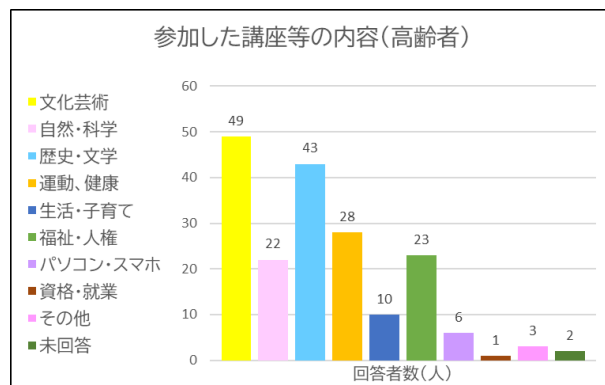
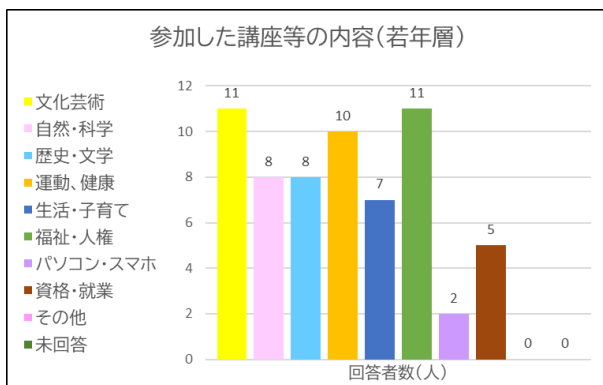
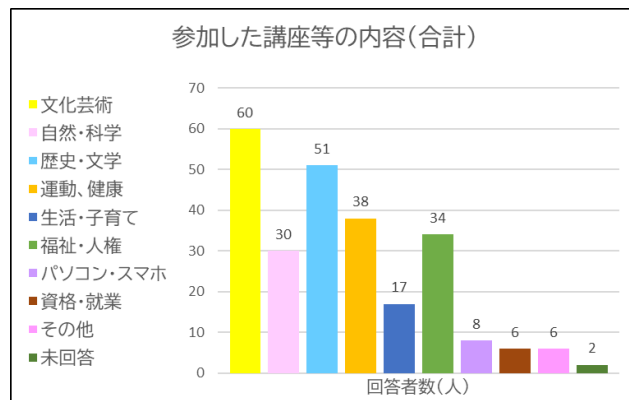
問 8：この1年間に参加した講座等（複数選択）

「町主催講座」が最も多いのは、ことぶき大学参加者等の回答が多いことも要因と考えられます。若年層・高齢者ともに町主催講座への参加が最も多く、若年層では高齢者と比べて「参加したことがない」や「その他の団体等が町外で実施するもの」が多く、生涯学習事業に参加していないか、している場合も町外で学んでいることが多いことを示します。



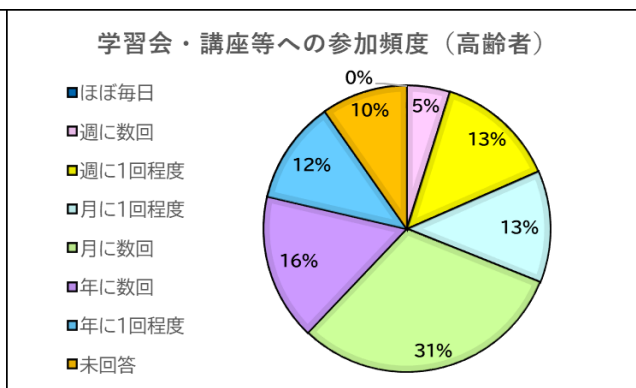
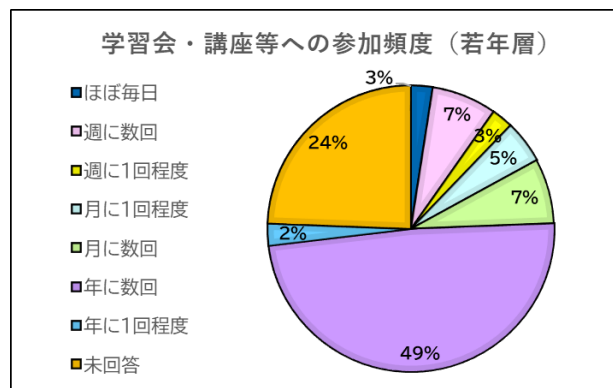
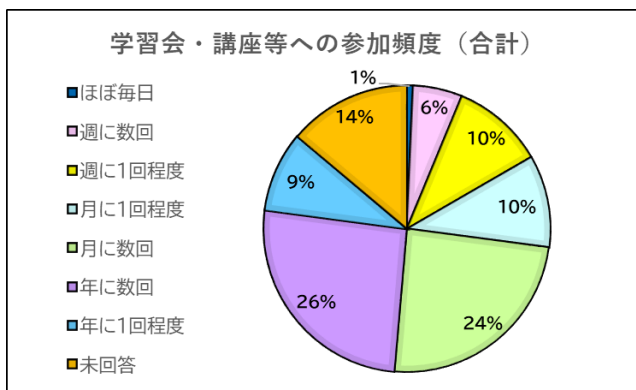
問 9：参加した講座等の内容（複数選択）

「文化芸術」が最多で「歴史・文学」が続きます。「文化芸術」が最多なのは若年層も高齢者も同様ですが、若年層は「文化芸術」と「福祉・人権」が同数で、「運動、健康」が続きます。高齢者は他の分野よりも「文化芸術」と「歴史・文学」への関心が高いことがわかります。



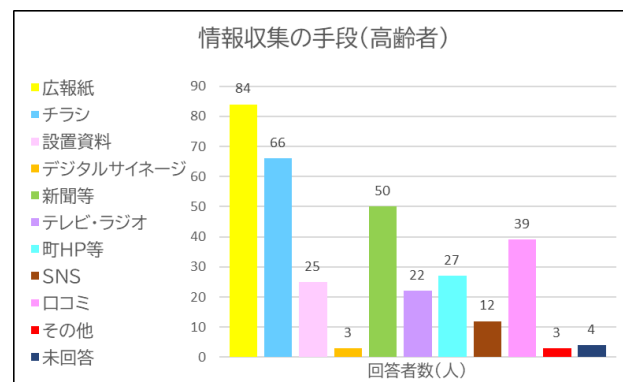
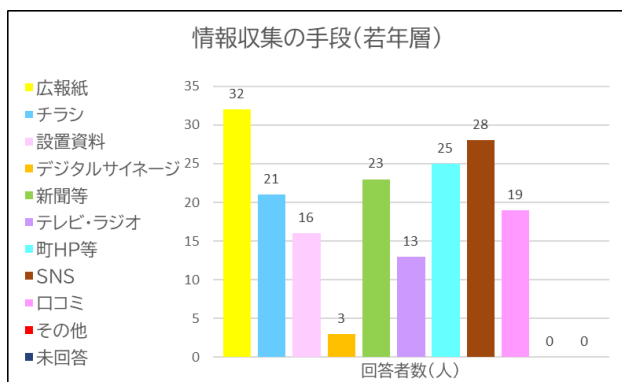
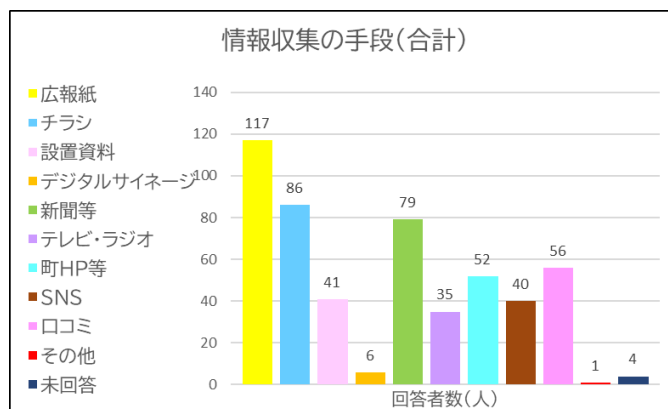
問 10：講座等への参加の頻度

合計では参加の頻度は「月に1回程度」までで半数程度を占めていますが、若年層になると4分の1程度、高齢者は6割ほどとなり、高齢者ほど参加頻度が高くなります。



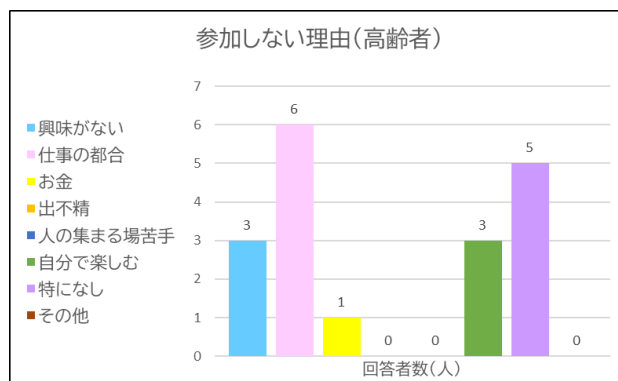
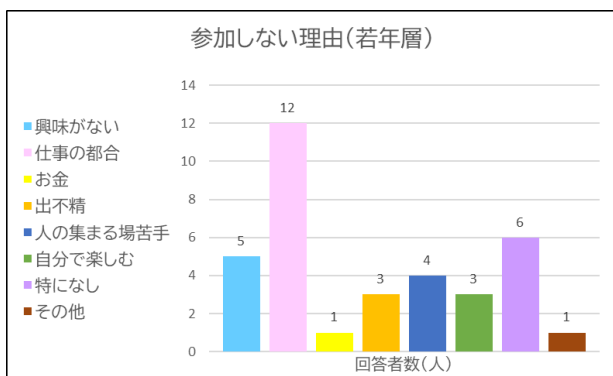
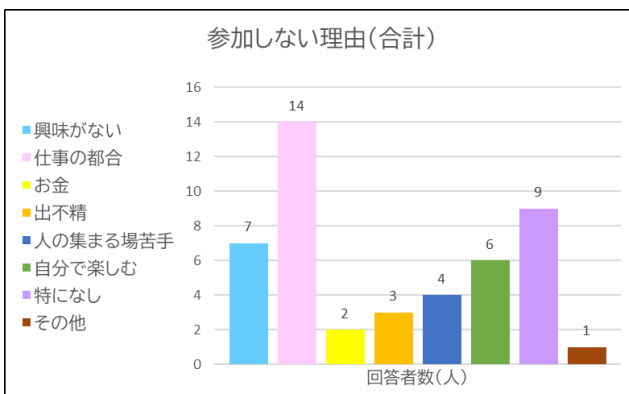
問 11：情報収集の手段（複数選択）

若年層も高齢者も情報収集の手段として「広報紙」が最多で、以前として重要な役割を担っています。ただし、若年層ではSNSやインターネットが続くのに対し、高齢者ではチラシ・新聞と紙媒体が中心となっています。



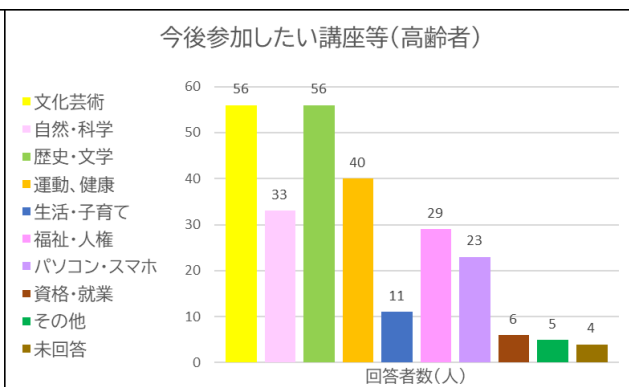
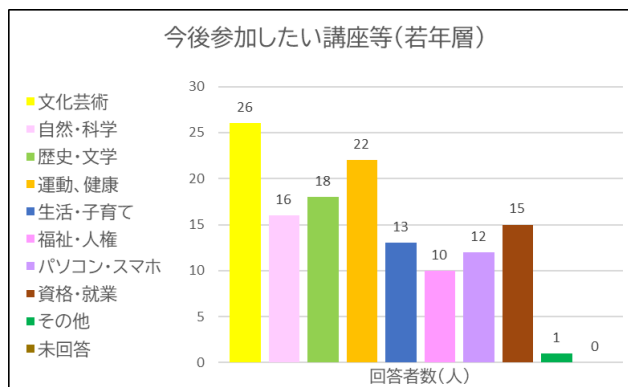
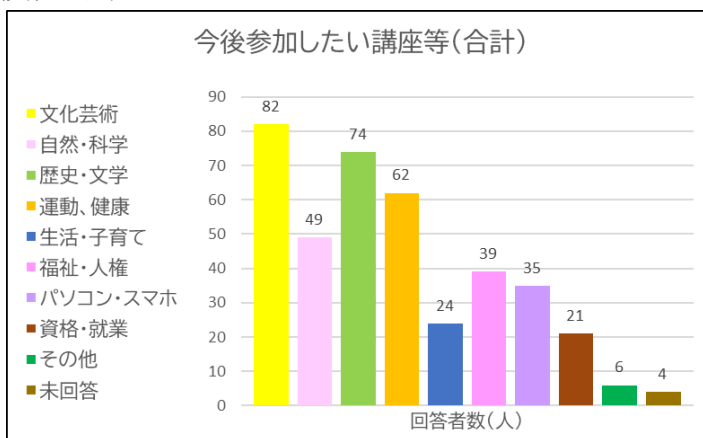
問 12：講座等に参加しない理由（複数選択）

参加しない理由で最多は「仕事の都合」によるもので、それは若年層も高齢者も同様となっています。次に双方とも「特になし」を除けば「興味がない」がそれに続いています。若年層は「仕事の都合」が他の理由よりも圧倒的に多いのは、実際に仕事をしている人が多く、平日での参加が難しいからと思われます。



問 13：今後参加してみたいと思う講座等（複数選択）

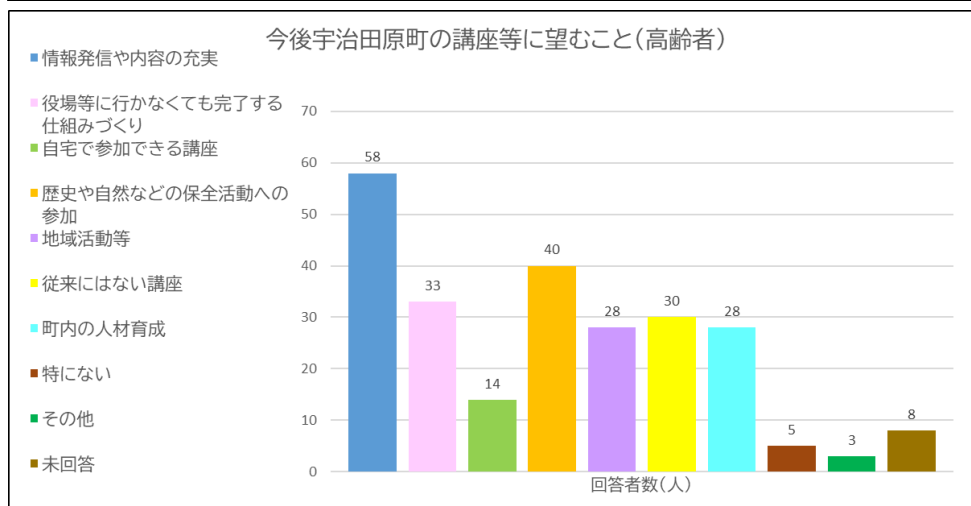
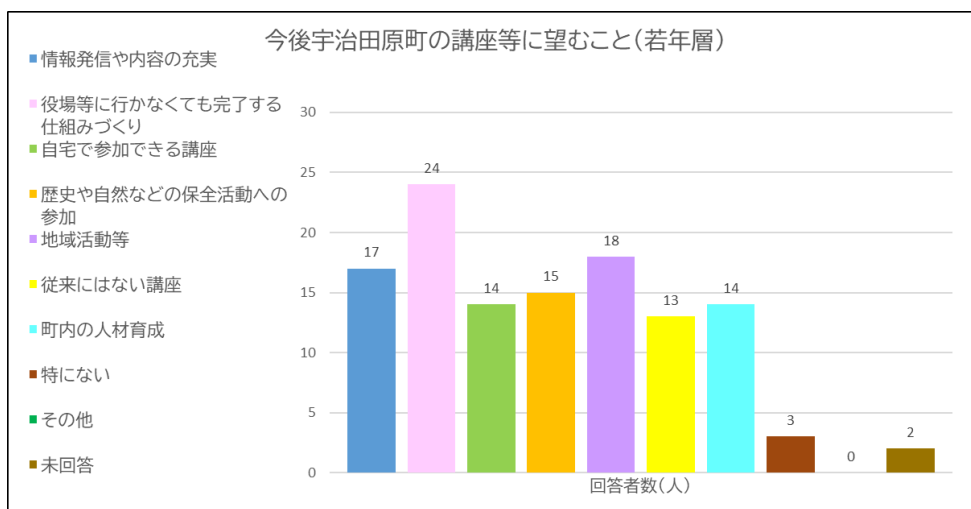
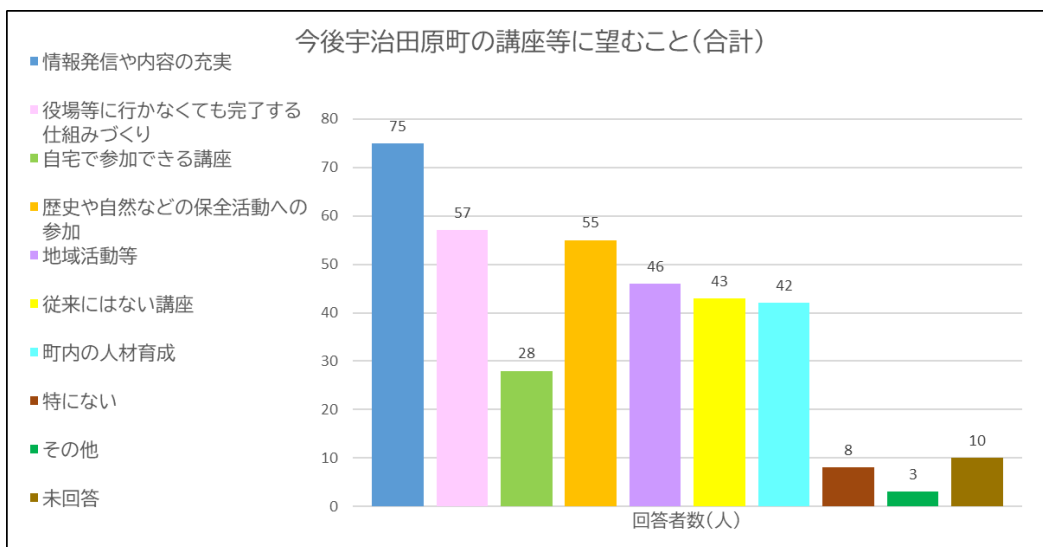
今後参加したい講座等は、若年層・高齢者ともに「文化芸術」が最多で、若年層では「運動、健康」がそれに続き、高齢者では「歴史・文学」が並びます。若年層で「資格・就業」と「生活・子育て」が高齢者よりも多いのは、現役・子育て世代であるためと考えられます。



問 14：今後の講座等に望むもの

今後望むことで最多は「講座の情報発信や内容の充実」で、「役場に行かなくても手続きや支払いが完了する仕組みづくり」「歴史や自然などの保全活動への参加」が続きます。

若年層では、「役場に行かなくても手続きや支払いが完了する仕組みづくり」が最多で、ネットによる申し込み～参加費支払等ができれば便利であると考えからでしょう。一方、高齢者では、「講座の情報発信や内容の充実」が最多で、次に「歴史や自然などの保全活動への参加」です。



以上のアンケート調査の結果から、生涯学習事業によく参加するのは60歳以上の世代が多く、文化・芸術、歴史・文学、運動・健康に関する講座等に関心が高いことがうかがえます。普段から旅行やスポーツ・運動を楽しむとともに、ボランティアや地域活動にも積極的であることがうかがえます。

アンケートの回答者は主に町の生涯学習事業の参加者であるため、必ずしも住民全体の傾向を示しているとは言えませんが、少なくとも、何らかの形で生涯学習事業に関心のある、参加したことのある方は、普段から様々なことに関心が高い方が多いということがわかります。

高齢化が進むことで、受け手となる住民の年齢層が高くなっている一方、若年層は仕事や家庭の都合で事業への参加率が低いことがうかがえるため、今後はそれぞれの年齢層へのアプローチ方法を検討して必要があります。

第3章 生涯学習事業のまとめ

住民ニーズに応じた多様な学習の環境づくり

平和、人権、福祉等、様々なテーマについて学び、体験する機会を提供しており、中でも「まちづくり出前講座」は、住民や団体の要望に応じて担当各課が地域に出向いて講師を務める地域密着型の事業で、主に防災や健康関連を中心に多数利用されています。

ライフステージに対応した学習機会・情報の提供

子ども、成人、高齢者とライフステージに応じた各対象向けの事業を実施しています。特に、「うじたわら学び塾」は、夏休み等の期間を利用し、子供たちの学習をサポートし、自ら学ぶ力の育成や挑戦を応援しています。また、「ことぶき大学」（令和8年度からは「うじたわら大学」に改編）は令和6年度から一部を除き60歳以下でも参加が可能とし、幅広い年代の成人を対象とした生涯学習の場として転換を図っています。

ICT※5を活用した学びの充実

子どもや親子を対象としたプログラミングの学習や成人・高齢者を対象としたスマートフォン講座を実施。スマートフォン講座では、初級講座から応用講座へとシフトし、マイナンバーカードの活用や電子申請の使用方法などを学びました。同講座は国の事業を利用して民間事業者が講座を運営し、町は会場の提供や広報で協力しました。

つながり(交流)が生れる機会・場の提供

図書館と利用者、日本人と外国人、住民と来訪者をつなぎ、交流を促進する催しを開催し、特に令和7年度からは、近年増加している町内在住の外国人を対象とした日本語教室を開催するなど、住民がボランティアとして運営に協力しています。

生涯スポーツによる健康づくりの機会・場の提供

手軽な運動で高齢者が健康を保持するための講座の他、幅広い年代の住民が気軽に参加できるスポーツイベントなどを開催しています。特に町民体育大会から衣替えした町民スポーツフェスティバルは、家族で気軽に参加できるものとして好評を博しています。

レクリエーション活動による生きがいの充実

かつては町外へ出かけていた体育振興会のハイキングは、近年町内の名所等をめぐる内容に変化され、ふるさとの「いいところ」を見直すきっかけとなっています。

地域とともにある学校づくり

国では地域の人々が学校の運営に関与する「コミュニティ・スクール※6」の設置や地域の人々が子どもたちの学習に協力する「地域学校協働活動」を促進されており、「放課後子ども教室（まなび茶ろん）」では小学生を対象に、放課後の学校教室において様々な体験や学習の場を設けており、企

画や運営を担う「コーディネーター」や「活動サポーター」の他、講師を地域住民が務めています。

次世代につなぐ地域づくり・人づくりの推進

「読み聞かせボランティア講座」は、読み聞かせボランティアのすそ野を広げ、スキルを向上させることに寄与しており、順調に受講者を増加させています。

家庭教育支援の充実

地域子育て支援センターでは、妊婦から未就学児を持つ保護者、ファミリーサポート会員を対象に、子育てに役立つ情報や体験の機会を提供し、子育て全般を応援する取組を進めています。

ふるさとの歴史、文化等に触れる地域学習の推進

ふるさとの歴史、文化、自然環境を学ぶため、宇治田原の特徴の一つである「化石」をテーマとした講座や体験を実施するとともに、「ことぶき大学」や「歴史ウォーク」で町内の歴史や文化財を学んでいます。

お茶を通しての体験学習の推進

「子ども茶道教室」は、小学生を対象に総合文化センターの和室を利用し年間を通じて月2回の教室を開催し、年度の最後は「卒業茶会」として、身に着けた手前を披露します。

文化芸術に親しめる教育活動の推進

絵画、クラフト、音楽などの文化芸術活動にふれる機会を提供し、文化的活動への入門としています。「生涯学習フェスティバル」は文化協会との共催により、住民の文化活動の集大成として開催しています。また近年は、自然素材を用いたクラフトや金継など、従来にはなかった分野や新たな講師の掘り起しが行われています。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種事業の縮小や中止を余儀なくされていましたが、感染の状況に応じて模索が続けられ、令和5年には感染症法上の取り扱いが2類から5類に変更されたことに伴い、各種事業も従来どおり実施されるようになりました。

令和6年度では、町主催（共催）事業への参加者だけでも5,000人以上となり（延人数含む）、総人口が8,600人程度（令和7年11月1日時点、外国人含む）の本町にあって、多くの方が生涯学習事業に参加しており、個人や団体主催も含めると、さらに多くの方がなんらかの生涯学習に参加していることとなります。

今後は、新たな分野の講座や講師の掘り起し、外部委託や通信による学習など、生涯学習事業の運営について模索を続けていく必要があります。

第4章 計画の基本理念・基本方針・基本施策

まちづくり総合計画 令和7(2025)～令和11(2029)	教育振興基本計画
<p>4-2子どもたちの教育の充実</p> <p>④学校・家庭・地域連携の教育推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域人材や保護者、関係機関等の学校教育への積極的な参画と支援の促進 <p>⑦青少年の健全育成推進体制と環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全育成の取組を行う各種団体の活動を支援 	<p>●学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進
<p>4-3ライフスタイルに応じて生涯学習・スポーツの推進</p> <p>①住民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた多様な学習情報・学習機会の提供 ・町内各種施設の活用等、学習活動の環境整備 ・ICTを活用した学習機会の提供と、デジタルデバイドの解消に向けた支援 <p>②連携・ネットワークによる生涯学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に資する施策・取組の体系的な推進 ・関係機関・団体、各施設等の連携と、それらをつなぐコーディネーターの育成等による連携ネットワークの構築 <p>③人と地域がつながる生涯学習コミュニティの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に学習成果を発表し、活かすことができる場の提供 ・学習を通じて多様な人が集い、支え合うことで生まれる地域の教育力の向上 <p>④生涯スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ振興プランに基づくスポーツの機会・場の創出等、ライフステージに応じたスポーツ活動環境の整備 	<p>●生涯学び、活躍できる環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きながら学べる環境整備 ・現代的社会的課題に対応した学習の推進 ・高齢者の生涯学習の推進 <p>●地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の機能強化
<p>4-4郷土愛の醸成と地域文化の継承</p> <p>①文化財の保護と意識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護活動を行う人材・団体の育成・支援 ・伝統文化や文化財に関する資料の充実 ・住民に役立つ企画展や参加型の学習会の開催 <p>②様々な世代が文化芸術に親しめる教育活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の各種施設を活用した、質の高い文化芸術に触れる場や機会の充実 <p>③ふるさとへの理解と愛着の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した学習機会の創出 	<p>京都府教育振興プラン</p> <p>●文化振興と文化財の保存・継承・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に親しむ環境づくり ・世界に誇る文化財の保存・継承・活用

・計画の体系

基本理念 「自ら学び、ともに高め合い、地域に活かす生涯学習」

基本方針	基本目標	基本施策
1 家庭・地域・学校の連携・協働によるまちぐるみの教育の推進	(1) 学校・家庭・地域連携の教育推進	① 地域とともにある学校づくり
	(2) 青少年の健全育成推進体制と環境づくり	① 次世代につなぐ地域づくり・人づくりの推進
2 誰もがいつまでも学び・活躍できる環境づくり	(1) 住民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援	① 住民のライフステージや多様なニーズに対応した学習機会・情報の提供
		② 各種施設の活用等、学習活動の環境づくり
		③ ICTを活用した学習機会の提供
	(2) 連携・ネットワークによる生涯学習の推進	① 生涯学習推進体制の推進
		② 関係機関や施設等の連携等によるネットワークの構築
	(3) 人と地域がつながる生涯学習コミュニティの形成	① 学習成果を発表し、活かす場の提供
② 多様な人の集いと支え合いによる地域の教育力の向上		
(4) 生涯スポーツの推進	① 生涯スポーツ振興プランに基づく活動環境づくり	
3 ふるさとの文化に誇りと愛着を持てる教育の充実	(1) 文化財の保護と意識の普及・啓発	① 文化財保護の推進
		② 文化財に関する資料の整備
		③ 文化財保護の普及啓発や学習機会の提供
	(2) 文化芸術に親しめる環境づくり	① 質の高い文化芸術に触れる場や機会の充実
	(3) ふるさとへの理解とシビックプライドの醸成	① 地域資源を活かした学習の推進

1 基本理念

～自ら学び、ともに高め合い、地域に活かす生涯学習～

基本理念は、文化、スポーツ、社会教育等の多くの生涯学習活動を包括する目標として、住民一人ひとりが生きがいを持って、いきいきと心豊かな生活を送れるよう、生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれもが」学ぶことができ、その成果が宇治田原町を支える人づくりや地域づくりに活かせるよう環境の充実を図り、生涯学習によるまちづくりを推進するため、3つの基本方針と9つの基本目標、15の基本施策を定めます。

2 基本方針、基本目標、基本施策

基本方針1 家庭・地域・学校の連携・協働によるまちぐるみの教育の推進

基本目標(1) 学校・家庭・地域連携の教育推進

基本施策① 地域とともにある学校づくり

国では、地域の方が学校運営に関わる「学校運営協議会」を設置した「コミュニティ・スクール」の導入を推進しており、本町でも導入に向けた取組を進めています。社会教育法に基づく「地域学校協働活動」も一体的に導入に向け検討を進めており、それにより地域と学校の連携・協働による地域の課題解決と社会全体で子ども達の成長を支える取組が推進されます。

また、小学校単位で開催する「放課後子ども教室（まなび茶ろん）」の企画・運営に携わる方が「コーディネーター」として活動しており、こうした方々を中心に、地域全体で子ども達の成長を支える取組を推進するとともに、乳幼児から青少年まで、家庭や地域の教育力向上の取組を支援していきます。

基本目標(2) 青少年の健全育成推進体制と環境づくり

基本施策① 次世代につなぐ地域づくり・人づくりの推進

青少年の健全育成を目的に、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで人づくりの「原点」である体験活動が推進されており、本町では、その一環として、「放課後子ども教室（まなび茶ろん）」を開催しています。また、小学校区の単位で地域の方々が連携して子どもを育む「地域ぐるみ子育てネットワーク推進委員会（旧学社連携推進委員会）」が組織され、地域の子ども会とともに体験活動の場を提供しています。

「青少年育成協議会（「青少年対策協議会」から改称）」は、地域ごとの「青少年を守る会」等で組織し、小・中学生が日常生活で抱いた思いを発表する「小・中学生主張大会」をはじめ、夏休み中の夜間パトロールや、保護者への啓発など、地域の青少年健全育成に取り組んでいます。

こうした団体等地域づくりの青少年健全育成の取組を支援していきます。

基本方針2 誰もがいつまでも学び・活躍できる環境づくり

基本目標(1) 住民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援

基本施策① 住民のライフステージや多様なニーズに対応した学習機会・情報の提供

「人生 100 年時代」の到来に向けて、精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉えるウィルビーイングを目指すため、生涯学習の重要性は一層高まっており、本町では、人生の各ステージにおいて、それぞれの年齢層を対象とした学習機会の提供に努めています。

趣味的要素の強い講座については、個人・団体の活動や民間のカルチャースクール等で実施されていますが、町の歴史や文化などのローカルなテーマや人権、福祉など、民間では取り上げられない現代的・社会的な課題に対応した学習を町の主催で実施していきます。なお、趣味的要素の強い内容であっても、町内で活動する新しい分野の講師の発掘や、新たな文化活動への導入となるような講座を実施します。

町が主催する講座等は、全住民を対象として開催しますが、区や自治会、地域の団体等が開催する学習会等に町が講師を派遣する「まちづくり出前講座」を引き続き実施していきます。

また、成人向け講座の受講者は、60 歳以上の高齢者が中心であり、いわゆる「現役世代」の参加率は低い傾向にあります（子どもの保護者として参加するものを除く）。普段、仕事や家事などに時間を割くことが多く、また、ニーズの多様化や細分化など様々な要因が考えられますが、そうした従来の生涯学習事業に参加することが少ない世代や外出が困難な方に向けて、講座の配信等により、自宅にいながら学ぶことができる仕組みづくりを検討していきます。

基本施策② 各種施設の活用等、学習活動の環境づくり

住民の学びの場として社会教育施設の役割は大きく、平成 25(2013)年度に中央公民館を廃止した本町では、総合文化センターがその役割を担っています。また、同センターに併設される町立図書館では、住民が図書に親しむための「おはなし会」や読み聞かせを行うボランティアの養成などの活動を実施しています。

建設から 30 年が経過した総合文化センター及び町立図書館では、今後も長期にわたり、社会教育施設の中心的施設としての役割を果たすため、音響や照明設備等の改修を計画的に実施するなど、効率的な施設の維持運用に努めていきます。

また、令和元（2019）年に奥山田ふれあい交流館（元奥山田小学校）に隣接して整備されたハートフル化石広場では、その施設の特徴を活かし、化石発掘体験などの会場として活用します。

基本施策③ ICTを活用した学習機会の提供

住民への生涯学習事業に関する情報の提供方法として、町広報紙等はいまだ重要な役割を担っていますが、必要な情報をよりタイムリーに提供するため、町HPに加え、LINE※7やInstagram※8といったSNS町公式アカウントによる発信を強化します。

従来、生涯学習事業への参加申し込みを電話等により受け付けていましたが、京都府の電子申請システムを利用することで、24 時間いつでもインターネットによる申し込みが可能となりました。電子申請により申し込んだ方には、メールで連絡することが可能なため、郵送費等の節約だけでなく、緊急情報も瞬時に全登録者に送信することができます。将来的には、ネットで参加申込から参加費の支払いまでが完了する仕組みづくりや配信による学習などが可能となるよう研究します。

基本目標(2)連携・ネットワークによる生涯学習の推進

基本施策① 生涯学習推進体制の推進

生涯学習事業の実施に当たり、原則的に5年を計画期間とする「生涯学習推進計画」を策定しています。推進計画の策定に当たり、役場庁内で町長を本部長とし、各課の所属長等で構成する生涯学習推進本部を設置し、推進本部内に設置する推進委員会では、各年度の生涯学習事業の成果や次期推進計画の策定について協議します。また、推進計画の進捗状況や策定に当たっては、各種団体から推薦を受けた委員で構成する生涯学習推進協議会の意見を聞くこととなっています。

生涯学習事業の推進に当たり、役場各課の情報を集約し、還元することで、各課の特性を活かした事業の実施が可能となります。

基本施策② 関係機関や施設等の連携等によるネットワークの構築

行政、事業者、住民等の個人や団体、公共・民間施設が連携できるネットワークの構築に向け検討します。

基本目標(3)人と地域がつながる生涯学習コミュニティの形成

基本施策① 学習成果を発表し、活かす場の提供

住民の学びと活動の成果を発表する場として、文化協会と教育委員会の共催により、作品展示、舞台発表、コンサートなど多彩な内容の「生涯学習フェスティバル文化祭」を開催します。また、日常的に作品発表ができるよう、総合文化センター内のギャラリーやショーケースの利用を促進します。

基本施策② 多様な人の集いと支え合いによる地域の教育力の向上

町内では、様々な個人や団体が活動していますが、それらが横のつながりを持ち、活動の幅を広げるため、文化協会やスポーツ協会が結成されています。町では、それらの団体の活動をサポートし、仲間とつながりながら学ぶことができる環境づくりを図ります。

基本目標(4)生涯スポーツの推進

基本施策① 生涯スポーツ振興プランに基づく活動環境づくり

誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康の増進や心豊かな地域づくりを目指し、「宇治田原町生涯スポーツ振興プラン」を策定しており、関係団体とともに健康づくりにつながるスポーツ機会の確保に努めます。

基本方針3 ふるさとの文化に誇りと愛着を持てる教育の充実

基本目標(1)文化財の保護と意識の普及・啓発

基本施策① 文化財保護の推進

文化財は、過去から現代に到るまで積み重ねられた町の歴史と文化の証であり、町の宝として次代へ継承されるものです。有形・無形の文化財で、特に重要と思われるものを町が指定又は登録し、国及び府の指定登録文化財とともに、その保全を図ります。

文化財の保全継承はその所有者又は管理者の手によりますが、補助金の交付や普及啓発によりその活動を支援します。

基本施策② 文化財に関する資料の整備

これまでに収集した古文書や民俗資料、出土遺物などを総合文化センターに設置した収蔵庫で保管しています。また、町内の寺社等で保管されてきた古文書が所有者により保管することが困難になったものを預かり保管しています。

古文書類は民家等でも所有者の知らないうちに保管されていたものがあると考えられ、個人ではその調査や保管が困難な場合があり、そうした埋もれた資料が「発掘された」場合、京都府立山城郷土資料館をはじめ、京都府等の機関や大学等と連携し、その調査や保存が適切に行われるよう働きかけていきます。

基本施策③ 文化財保護の普及啓発や学習機会の提供

文化財の保全継承は所有者又は管理者だけでできるものではなく、それを支える寺院の檀家や神社の氏子、その他地域の方に対し文化財保全への理解を促進することが必要です。そのため、町内にどのような文化財が存在し、それが地域にとってどのような価値があるものなのか普及啓発を推進する必要があります。

町では、「宇治田原町史」全2巻をはじめ、その資料編や参考資料、「文化財百選」等の書籍を発行（P27 参照）し、地域の歴史や文化を広く伝えていますが、近年、新たな資料の蓄積や府及び町の指定登録文化財が増加していることから、最新の知見により編集した書籍を発行する他、郷土資料室での展示や町HP、文化財保護委員による町広報紙への記事掲載などにより普及啓発を推進します。

また、町の歴史と文化を学ぶため、専門家を講師として招く成人向けの講座を開催するとともに、文化協会等との共催で「歴史ウォーク」を開催するなど、実際に町内の文化財にふれながら学ぶ機会を提供していきます。

基本目標(2) 文化芸術に親しめる環境づくり

基本施策① 質の高い文化芸術に触れる場や機会の充実

本町には博物館、美術館、音楽ホール等の文化施設がないため、質の高い文化芸術等にふれるためには町外の施設を利用する必要がありますが、総合文化センターは規模的に制約があるものの、さざんかホールにおいて、演芸や音楽等の公開収録や演奏会等を開催することで、住民が気軽に文化芸術に触れる機会の充実に努めます。また、同センターのロビーで開催される「音楽に親しむつどいロビーコンサート」は、町内外で活動する個人や団体の演奏等を気軽に鑑賞できる機会として、親しまれています。

基本目標(3) ふるさとへの理解とシビックプライドの醸成

基本施策① 地域資源を活かした学習の推進

本町には長い歴史の中で培われ、蓄積された自然や文化があります。ふるさとを知り、愛着を抱

くには、ふるさとにはどのような特色があるのかを学ぶ機会を設けることが必要です。

本町の文化を語る上では欠かせない「お茶」については、総合文化センターの「郷土資料室」で関連資料を展示する他、様々な体験イベント等が開催されています。次代を担う子どもたちにお茶の文化を学んでもらうため、町内で活動する方を講師に「子ども茶道教室」を開催していきます。

山間部である本町は町域の約7割が山林であり、豊かな自然に囲まれています。こうした豊かな自然を背景に育まれた生物多様性について、体験活動の中で学ぶ機会の提供に努めていきます。

また、本町の自然で特徴的なのが、今から約1,700万年前の地層に含まれる貝などの化石です。日本地質学会により「京都府の石」のひとつに選定された化石は、近隣では本町の湯屋谷・奥山田地域でしか見ることができないものです。地元こうした地域資源があることを学んでもらうため、化石の発掘体験等を開催していきます。

こうした様々な機会を通じてふるさとについて学び理解を深めることで、住民のシビックプライド※9の醸成に努めていきます。

第5章 資料編

1 用語解説

※1 ウェルビーイング(P1)	人が身体的健康・精神的健康・社会的充足感の3つの要素がすべて満たされている状態で、短期的幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。 近年は経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方が重視されてきている。
※2 パブリックコメント(P1)	国や地方自治体の機関が行政手続法の規定に基づき、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的とする。本町でも計画の策定などに際し、その内容を公表して住民等から意見を募り、寄せられた意見に対し、町の考え方を付して結果を公表している。
※3 参酌(P1)	他のものを参考にして長所を取り入れること。
※4 ジェンダー(P4)	社会的な意味での性別を指す言葉。生物学的な特性によらず社会的な性別役割分担や性差による不利益がジェンダー平等を妨げているといわれる。
※5 ICT(P13)	以前は「IT(情報技術)」という用語が多用されていたが、近年は通信(C)を加えた「ICT(情報通信技術)」が使われている。以前はデジタルデータを利用する技術、機器を指したが、近年ではインターネットなどの普及により、デジタルデータをやりとりする通信量が膨大になったため、「通信」を加えるようになった。
※6 コミュニティ・スクール(P13)	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みで、保護者や地域住民で構成する学校運営協議会が校長の作成する学校運営の基本方針を承認し、学校運営等に関する意見を述べるができる。
※7 LINE(P19)	LINE(ライン)は、インスタントメッセージアプリケーションで、個人同士やグループでのメッセージの交換、通話などを行う。メッセージのやりとりに用いるスタンプには様々なキャラクターなどが使われている。令和7(2025)年2月より町公式アカウントから登録者向けに情報を発信している。
※8 Instagram(P19)	Twitter(現X)やFacebookのような文章主体ではなく、画像や映像を主体に投稿するSNS。令和7(2025)年2月より町公式アカウントの運用を開始した。

※9 シビックプライド(P22)	市民が都市(まち)や地域に対して持つ「誇り」や「愛着」を表現する言葉であり、まちをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う、ある種の当事者意識に基づく自負心。地域の歴史や文化、スポーツや芸術、産業など、さまざまな要素に対し、自分事として関わることによって育まれ、在住・在勤者や来訪者、事業者も含まれる。
---------------------	---

2 計画の策定過程

(1) 宇治田原町生涯学習推進本部

- ① 第1回(令和7年11月26日(水)) 宇治田原町役場会議室 101・102
 - ・生涯学習推進計画(令和4～7年度)及び令和6年度生涯学習事業のまとめについて
 - ・生涯学習事業に関するアンケート調査の結果について
 - ・生涯学習推進計画の改定素案について
- ② 第2回(令和8年2月24日(火)) 宇治田原町役場会議室 101・102
 - ・生涯学習推進計画改定案について

宇治田原町生涯学習推進本部設置要綱(平成10年3月31日要綱第4号)

(設置)

第1条 本町における生涯学習の推進を図るため、宇治田原町生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 生涯学習の推進に係る総合的かつ基本的施策に関すること。
- (2) 生涯学習推進計画の検討に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充てる。

3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、理事、次長及び課長をもって充てる。

5 本部長は、会務を総理する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進本部会議)

第4条 推進本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

(推進委員会)

第5条 本部長は、生涯学習の推進に関する調査、研究及び事業の企画又は立案等について協議するため、推進本部に推進委員会を置く。

2 推進委員会の委員は、教育次長及び課長をもって充てる。

3 委員長は、教育次長をもって充て、副委員長は、総務課長及び社会教育課長をもって充てる。

4 推進委員会は、必要に応じて推進委員以外の職員等を出席させることができる。

5 推進委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 宇治田原町生涯学習推進協議会

令和8年2月16日(月) 宇治田原町役場会議室 101・102

- ・生涯学習推進計画(令和4～7年度)及び令和6年度生涯学習事業のまとめについて
- ・生涯学習推進計画の改定について

宇治田原町生涯学習推進協議会設置要綱(平成10年3月31日要綱第5号)

(設置)

第1条 本町における生涯学習の推進について、幅広く意見を求めるとともに住民の自主的・自発的な学習活動を促進するため、宇治田原町生涯学習推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について調査・審議するほか、住民の学習活動を支援する。

- (1) 生涯学習の関連施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習の奨励と普及に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進協議会は、委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は、教育関係機関、各種団体、学識経験者等のうちから町長が委嘱する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は、委員のうちから会長が選出する。

3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 推進協議会に専門的な事項を協議するため専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

(3) パブリックコメントの実施

実施期間:令和8年2月27日(金)~3月26日(木)

告知方法:町HP及びLINEによる告知、公共施設への資料設置

意見提出:なし

3 宇治田原町の文化財関連書籍

書籍名	発行年
宇治田原町史参考資料 第1輯~第17輯	昭和53(1978)~昭和55(1980)
宇治田原町史 第1巻	昭和55(1980)
宇治田原町史資料編 第1集~第7集	昭和61(1986)~昭和63(1988)
宇治田原町史 第2巻	昭和63(1988)
郷土の文化財	昭和58(1983)
文化財百選	平成3(1991)
宇治田原町埋蔵文化財調査報告書第1集 「宇治田原町遺跡地図」	平成11(1999)
宇治田原町埋蔵文化財発掘調査概報第1集「山瀧寺跡Ⅰ」	平成12(2000)
宇治田原町埋蔵文化財発掘調査概報第2集「山瀧寺跡Ⅱ」	平成13(2001)
宇治田原町埋蔵文化財発掘調査概報第3集「山瀧寺跡Ⅲ」	平成14(2002)
宇治田原町埋蔵文化財発掘調査概報第4集「山瀧寺跡Ⅳ」	平成15(2003)
宇治田原町埋蔵文化財調査報告書第2集 「山瀧寺跡発掘調査報告書」	平成18(2006)
宇治田原の碑	平成22(2010)
宇治田原町茶史調査報告書	平成26(2014)
宇治田原町埋蔵文化財調査報告書第3集 「禅定寺城跡(付.粽谷古墳)発掘調査報告書」	平成29(2017)
宇治田原町埋蔵文化財調査報告書第4集 「大岩原遺跡発掘調査報告書」	令和6(2024)

宇治田原町生涯学習推進計画

令和8年5月

宇治田原町教育委員会社会教育課

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18 番地の 1

T E L : 0774-88-6613 F A X : 0774-88-3780